

**チリ
産業財産規則**

法律第82号 産業財産権に関する法律No.19,039に基づく規則

施行日:2022年5月9日, 公布日:2021年10月29日

目次

第I章 一般規定

第1条

第2条

第II章 出願及び背景

第3条

第4条

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条

第11条

第12条

第13条

第III章 権利取得の一般手続

第14条

第15条

第16条

第17条

第18条

第19条

第20条

第21条

第IV章 商標

第22条

第23条

第24条

第25条

第26条

第27条

第V章 発明

- 第28条
- 第29条
- 第30条
- 第31条
- 第32条
- 第33条
- 第35条
- 第36条
- 第37条
- 第38条
- 第39条
- 第40条
- 第41条
- 第42条
- 第43条
- 第44条

第VI章 実用新案

- 第45条

第VII章 工業図案及び意匠

- 第46条
- 第47条
- 第48条
- 第49条
- 第50条

第VIII章 工業図案及び意匠の寄託証明書

- 第51条
- 第52条
- 第53条
- 第54条

第IX章 集積回路の回路配置

- 第55条
- 第56条
- 第57条

第X章 地理的表示及び原産地名称

- 第58条

第59条
第60条
第61条

第XI章 出願の優先権

第62条
第63条
第64条
第65条

第XII章 注釈

第66条
第67条

第XIII章 庁が保管すべき記録

第68条
第69条
第70条
第71条

第XIV章 強制ライセンス

第72条

第XV章 専門家及び専門家報告書

第73条
第74条
第75条
第76条
第77条
第78条
第79条
第80条
第81条
第82条
第83条

第XVI章 最終規定

第84条
経過条項
第2条

第I章 一般規定

第1条

本規則は、商標、特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示並びに原産地名称に関する産業財産権の付与及び保護を規定する。

第2条

本規則の適用上、次の定義を適用する。

「特許発明分類」:1971年3月24日に締結されたストラスブル協定及びその後の修正に基づき定められている国際特許分類

「商標分類」:1957年6月15日に締結されたニース協定及びその後の修正に基づき定められている商品及び役務の国際分類

「実用新案分類」:1971年3月24日に締結されたストラスブル協定及びその後の修正に基づき定められている実用新案の分類

「意匠分類」:1968年10月8日に締結されたロカルノ協定及びその後の修正に基づいて定められている工業意匠の国際分類

「技術的均等物」:発明においてクレームされているものと同様の機能を同様の態様で発揮し、かつ、当該クレームにおいて指摘されているものと同様の効果及び結果を奏する要素又は手段

「先行技術」:チリにおいてなされる産業財産権に係る出願の出願日又は優先権主張日より前に、有形媒体による出版、販売等の商業活動、使用又はその他の方法を通して、チリ国内においてまったく知られていない場合であっても、世界の何れかの地において公衆の利用に供されている一切の知識

「庁」:国家産業財産庁

「法」:法律No.19,039、すなわち「産業財産法」及びその後の修正

「強制ライセンス」:管轄当局が付与する許可であって、第51条に定める理由に基づいて、権利の所有者の同意なく又は反して第三者が発明を実施することを認めるもの

「明細書」:出願人が自己の発明、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置に関する、明瞭かつ詳細な情報を、前記権利に関する先行技術とともに提供するための書類

「専門家」:技術的報告書を作成する適格性を有する専門家

「クレーム・シート」:正規に構成され、発明の明細書において提示される明瞭かつ簡潔な説明の本体を含む書類であって、保護が求められている新規な特徴を個別的に扱うことを意図したもの

「優先権」:出願人が、チリ国内外に拘らず、既に出願したことを理由に、出願時に主張することができる最強の権利。優先権主張は、外国で出願した者に対し、同人がチリにおいても出願できることを保証する権利である。

「ロイヤルティ」:ライセンシーが、産業財産権の所有者に対して、実施又は使用を許諾されたライセンスについて支払わなければならない定期的補償、報酬又は料金

「クレーム」:最終分析において特許又は実用新案により保護されることとなるものの組織的記述及び範囲の確定であり、次の通り構成される。

一番号

一前文

—「特徴付けられた」という表現、及び

－特徴の内容

「独立クレーム」:発明の内容及びその主たる特徴を明示するもの。クレームは、出願の主題を单一の独立クレームで十分にカバーできない場合は、発明の单一性を維持しつつ、同一又は異なる範疇の複数の独立クレームを含むことができる。

「従属クレーム」:他のクレームの特徴を含み、かつ、追加の詳細又は代替手段を特定するもの

「多数従属クレーム」:同一クレーム・シートに後ろの番号が付された複数のクレームに引用されるクレーム

「共同特許分類システム」: 欧州特許庁(EPO)及び米国特許商標庁(USPTO)が共同で開発した二国間システム。両庁の最良の分類手法を含む。

「願書」:庁が提供するプラットフォームにより、目的を満たすために確立された技術要件に従って入力することができる書式。出願人及び管理に必要な関連する基本情報を含む。法、本規則又はその他適用される規則が追加情報の提示を要求する場合、要求される情報を不可欠な部分として願書に入力することができる。

「権利証書」:本規則に含まれる規定に従って庁が発行する書類であって、産業財産権の付与を証明するもの

第II章 出願及び背景

第3条

法律上の例外を除き、すべての出願は、庁が提供するプラットフォームを使用して庁に提出しなければならない。出願は、提出の日付及び時間並びに出願係属中に特定するために用いられる連続する出願番号が付与される。

第4条

すべての出願は、国家行政機関への出願に適用される他の規則により要求される背景情報に加えて、法及び本規則が各々の場合に定める他の背景情報を伴わなければならない。

すべての書類は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って提出しなければならない。

第5条

出願時に、庁は、日付、時間及び出願番号を示す受領証により、当該事実を出願人に確認する。

第6条

すべての商標登録出願は、次の情報を含むものとする。

- (a) 出願人の完全名称又は会社名、該当する場合はRUT(納税者番号)、eメール及び宛先、並びに該当する場合は代理人又は代表者に関する情報。出願人の裁量により、出願人は、自己の国民身分証明書番号及び代理人又は代表者の当該番号も表示することができる。
- (b) 標章の明瞭な明細。標章は、一般に利用可能な技術を使用して適切とみなされる様式で表現しなければならないが、庁が、クレームされた保護の当該対象を明瞭かつ正確に決定することを可能にするような方法で、明瞭であり、精確であり、それ自体で完全であり、容易にアクセスすることができ、分かりやすく、耐久性があり、客観的な方法で、標章を登録簿に表示し、又は複製することができることを条件とする。
- (c) 標章を付すべき商品及び／又は役務の明細並びに保護をクレームする国際分類の区分。
- (d) 商標の翻訳。クレームされた標識にスペイン語以外の言語による1又は複数の表現が組み込まれている場合、これらは、商標の説明時に、スペイン語に翻訳しなければならない、及び
- (e) 出願人、該当する場合は代理人又は代表者の署名

第7条

すべての商標出願は、次のものを伴わなければならない。

- (a) 図形標章又は結合標章の出願の場合、商標は、庁が受理する1形式で当該標章を添付しなければならない。
- (b) 名前の登録には、当該名前が出願人に属することを証明する書類又は法第20条(c)にいう同意を証明する書類を添付しなければならない。自然人又は法人に対応しない名前の登録をクレームする場合は、その旨の宣誓された宣言書を添付しなければならない。
- (c) 産業財産権の登録を処理する目的で代理人又は代表者が任命された場合、法第15条に従って付与された委任状又はその庁における保管番号の表示。

- (d) 出願の所有者が法人である場合、その代表者の法的地位を示す書類。ただし、代表者が前項に定める者とは異なることを条件とする。
 - (e) 伝統的商標として図形表示が可能でない標識からなる商標の場合は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って、クレームされた商標を明瞭に指定することを可能にする背景情報。
 - (f) 手数料の納付証明書。

書類は、スペイン語により提出し、又は適正に翻訳しなければならない。

第8条

団体商標又は証明商標の出願の場合は、使用規則も含めなければならず、使用規則は、法第23条の2Cに規定する記載及び次の事項を含まなければならない。

- (a) 商品又は役務に共通する特性, 品質又は生産方法(団体商標の場合), また, 保証又は証明商標によって認定, 証明又は保証される対応する商品又は役務の品質, 成分, 出所又はその他の特性
 - (b) 団体商標の使用者の加入要件
 - (c) 商標の管理方法の説明
 - (d) 商標の使用を許諾された使用者の権利及び義務
 - (e) 使用規則の不遵守に対する罰則, 及び
 - (f) 使用規則の変更の方式

第9条

発明特許又は実用新案の出願はすべて、次の詳細を含むものとする。

- (a) 出願人の完全名称又は会社名, 該当する場合はRUT, eメール及び宛先, 並びに該当する場合はその代理人又は代表者に関する情報。出願人の裁量により, 出願人は, 自己の国民身分証明書番号及びその代理人又は代表者の当該番号も表示することができる。
 - (b) 発明者の完全名称, 国籍及び宛先
 - (c) 発明の名称
 - (d) 外国でされた最初の出願がある場合は, その出願番号, 場所及び日付
 - (e) 法第44条に従って, 発明の新規性, 所有権及び有用性の正式な宣言
 - (f) 出願人又は該当する場合はその代理人若しくは代表者の署名
 - (g) 該当する場合は, 序に係属中である原出願の出願番号を引用して, 分割出願である旨の宣言, 及び
 - (h) 該当する場合は, 法第42条に規定する新規性喪失の例外が存在する旨の宣言

さらに、庁が決定する方法で、次の書類を提出しなければならない。

- (a) 出願人が発明者以外の者である場合、出願人は、権利が移転又は譲渡されたことを証明する書類を添付しなければならない。
 - (b) 発明特許又は実用新案により、法第43条及び第58条の何れかに該当する書類、及び
 - (c) 産業財産権の登録を処理する目的で代理人又は代表者が任命された場合は、法第15条に従つて付与された委任状又はその庁における保管番号

- (d) 出願の所有者が法人である場合は、その代表者の法的地位を示す書類。ただし、代表者が前項に定める者とは異なることを条件とする。
- (e) 手数料の納付証明書

書類は、スペイン語により提出し、又は適正に翻訳しなければならない。

第10条

仮特許出願の場合は、法第40条の規定が適用され、クレーム又は法第44条に定める宣言の提出は求められない。

第11条

すべての工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置の出願は、次の詳細を含むものとする。

- (a) 出願人の完全名称又は会社名、該当する場合はRUT, eメール及び宛先、並びに該当する場合はその代理人又は代表者に関する情報。出願人の裁量により、出願人は、自己の国民身分証明書番号及びその代理人又は代表者の当該番号も表示することができる。
- (b) 創作者の完全名称、国籍及び宛先
- (c) 名称
- (d) 該当する場合は、法第44条に定める条件の正式な宣言
- (e) 出願人又は該当する場合は代理人若しくは代表者の署名
- (f) 該当する場合は、序に係属中である原出願の出願番号を引用して、分割出願である旨の宣言、及び
- (g) 該当する場合は、法第42条に規定する新規性喪失の例外が存在する旨の宣言

さらに、序が決定する方法で、次の書類を提出しなければならない。

- (a) 出願人が創作者以外の者である場合、出願人は、権利が移転又は譲渡されたことを証明する書類を添付しなければならない。
- (b) 工業図案及び意匠又は集積回路の回路配置により、法第64条及び第80条の何れかに該当する書類、及び
- (c) 産業財産権の登録を処理する目的で代理人又は代表者が任命された場合は、法第15条に従つて付与された委任状又はその序における保管番号の表示
- (d) 出願の所有者が法人である場合は、その代表者の法的地位を示す書類。ただし、代表者が前項に定める者とは異なることを条件とする。
- (e) 手数料の納付証明書

書類は、スペイン語により提出し、又は適正に翻訳しなければならない。

第12条

地理的表示又は原産地名称の出願はすべて、次の詳細を含むものとする。

- (a) 出願人の完全名称又は会社名、該当する場合はRUT, eメール及び宛先、並びに該当する場合はその代理人又は代表者に関する情報。出願人の裁量により、出願人は、自己の国民身分証

明書番号及び該当する場合はその代理人又は代表者の当該番号も表示することができる。

- (b) 法第94条に従って、出願人が地理的表示又は原産地名称を出願する資格を有する旨の宣言
- (c) 地理的表示又は原産地名称
- (d) 地理的表示又は原産地名称の原産国の表示
- (e) 表示又は名称により識別される商品を生産、抽出、変換又は加工する地理上の地域であって、商品を国の地理上の特性及び政治上又は行政上の区分で限定するもの
- (f) 請求された表示又は名称及びその本質的な特性又は品質を識別する製品の詳細な説明、及び
- (g) 出願人又は該当する場合はその代理人若しくは代表者の署名

さらに、庁が決定する方法で、次の書類を提出しなければならない。

- (a) 適格な専門家が作成した技術的調査報告であって、商品に与えられた特性又は品質が基本的に又は専らその地理的出所に帰せられるとの意味での、背景情報を提供する報告
- (b) クレームされた表示又は名称の使用及び管理について特定する規約の草案
- (c) 保護をクレームする地理的表示又は原産地名称に対応する特定の地理上の地域に限定する計画であって、地理上の特性及び政治上又は行政上の区分を考慮したもの
- (d) 法第94条に従って、出願人が地理的表示又は原産地名称を出願する資格を有することを証明する背景情報
- (e) 外国の地理的表示又は原産地名称の場合は、その存在及び出所を正当化する書類。ただし、それらが既に、チリが批准した国際条約により承認されている場合を除く、及び
- (f) 産業財産権の登録を処理する目的で代理人又は代表者が任命された場合は、法第15条に従つて付与された委任状又はその庁における保管番号の表示を添付しなければならない。
- (g) 出願の所有者が法人である場合は、代表者の法的地位を示す書類。ただし、代表者が前項に定める者とは異なることを条件とする。
- (h) 手数料の納付証明書

書類は、スペイン語により提出し、又は適正に翻訳しなければならない。

第13条

法第4条に規定する公告は、処理のための出願受理から、商標の場合は20日、発明特許、実用新案、工業図案及び意匠、集積回路の回路配置、地理的表示並びに原産地名称の場合は60日以内に、出願人が自己の責任において、官報に請求しなければならない。

公告は、各々の場合に応じて、少なくとも次の事項を含まなければならない。

- (a) 商標の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、出願する標章及び該当する場合はそのラベルの十分な表示並びに請求する対象範囲の表示
- (b) 発明特許、実用新案、工業図案、意匠又は集積回路の回路配置の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、保護を求める権利の内容についての要約説明文
- (c) 地理的表示又は原産地名称の場合は、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、地理的表示又は原産地名称の指定、それが識別する商品の説明及びそれが適用される地理上の地域

商標、地理的表示又は原産地名称の出願は、本条に定める期間内にその要約が公告されない場合は、なされなかつたものとみなされる。同じ事情において、発明特許、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置の場合は、出願は、放棄されたものとみなされ、保存される。

本質的でない公告の誤りは、職権で発令される決定により又は当事者の請求により補正することができる。

本質的である公告の誤りの場合は、新たな公告を、それを命じる決定の日から10日以内に行わなければならない。

公告の過程で通常生じ得る色彩の差異又は形の些少なひずみは、公告の有効性に影響しない。

第III章 権利取得の一般手続

第14条

如何なる産業財産権の出願も、スペイン語で提出しなければならない。

庁は、不服申立がある場合はその段階も含め、付与手続きに関連する提出物、書類、手続、背景情報を持たずするファイルを作成し、庁の最終決定をもって終結させるものとする。

第15条

出願は、1又は複数の者のためにすることができる。後者の場合は、共通の代理人又は代表者を任命しなければならない。

出願から生じる権利についての如何なる共有体も、普通法により規制される。ただし、共有体に関する合意書その他の文書がある場合は、いつでもそれらを添付することができ、それらは、ファイルに追加され、又は権利が既に付与されているときは、登録の欄外に記入される。

第16条

予備審査は、庁によって実施され、庁は、出願が法第14条、第15条、第40条、第43条、第58条、第64条及び第80条並びに場合により本規則第9条、第11条及び第51条の規定を遵守していることを確認する。

予備審査報告書は、関係する出願の種類(発明特許、実用新案、工業図案及び意匠並びに集積回路の回路配置)、予備技術分類及び出願に関する関連所見を示して発行される。さらに、庁の専門家は、公告用の要約であって、自己の見解によればクレームされた主題を最も良く表しているものを作成する。

予備審査においては、何れが発明、実用新案、工業図案、意匠、集積回路の回路配置に係る最も代表的な図面であるかを表示し、これらの画像を本規則第13条に定める公告に含めるものとする。各決定は、何れの図面が公告されるべきかを効果に即して詳細に示さなければならない。

第17条

産業財産権を付与する最終決定が下され、かつ、対応する手数料が納付されたことの証拠が提供された場合、又は法第18条の2Aに定める恩恵を付与する最終決定が下された場合は、登録の準備がなされ、関連する権利証が付与される。この権利証は、関係する権利の種類に応じて、産業財産庁の長官(以下、「長官」という)及び登録官が署名する。

第18条

2以上の産業財産権出願の間で抵触が生じた場合は、最初に庁に提出された出願が、長官の下で当該出願を真に創作した者を決定するために行われる適正な手続を害することなく、優先権を有する。

第19条

出願人が法第18条の2Aの規定に従って手数料の納付延期の恩恵を利用することを望む場合、出願人は、各出願とともに、それを書面で請求し、経済的手段を欠いていることの宣誓された陳述書並びに公的報告書、公的保護カード又はそれに代わる証書及び所得証明書のような、出願時にこの

事情が存在することを証明する他の必要な背景情報を添えなければならない。

出願人がこの延期に係る他の申請を既に有する場合、出願人は、最初に納付を完了することなく、この恩恵を請求することはできない。

出願人が財政的手段を欠いていることを証明できない場合、庁は、30日以内に対応する手数料の納付を要求する決定を下す。

本条に従って延期された手数料は、登録出願の受理日後2年以内に納付しなければならない。この期間の満了前に、2年以下の延長を請求することができる。上記に規定した期間内に納付されないと、庁は、権利の喪失を宣言する。

法第18条の2Aに定める恩恵が付与され、かつ、出願が拒絶され、最終的に放棄され、又は取り下げられたものとみなされた場合は、同じ決定において、庁は、延期された手数料のすべてを30日以内に納付するよう命じるものとする。

第20条

法第18条の2Cに規定する委託金額の返還手続は、産業財産権裁判所による証明書の発行を以て開始され、産業財産裁判所が提供する技術システムの技術規格に従って行われる。

第21条

何れかの産業財産権の登録を許容する決定は、日次報告書への掲載を害することなく、電子的に通知するものとする。

庁は、法第13条に定める日次報告書を作成し、公表するものとし、当該報告書は、毎日作成され、少なくとも出願番号を示して、通知される決定を含み、庁が提供するチャネルに合致する利用可能な技術システムの技術規格及び要件に従って、庁によって公表される。

法に従って、行わなければならない電子的通知は、利用可能な技術システムの技術規格に従って、対応するファイルで出願人が定義した電子媒体に送付される。

第IV章 商標

第22条

商標の表示は、登録の対象を定義しなければならない。表示が書面による説明を伴う場合、これは、表示と一致しなければならず、その保護範囲を拡大してはならない。

文字、図又は数字からなる商標は、必然的に、それに識別性を与える特徴的な図案を有し、図形的に表示されるものでなければならない。

広告スローガンの場合、これらの出願は、名称としてのみ行わなければならず、ラベル内に含めてはならない。

第23条

商標出願がなされたときは、商標登録官は、それが登録の方式要件を満たしていることを確認し、対応する公告を命じる。

商標登録官がその審査中に誤記又は脱漏が検出された場合、利害関係者は優先日を失うことなく30日以内に適切な補正又は説明することを指令される。指定された期間内に補正が行われない場合、出願は放棄されたものとみなす。出願放棄を宣言する決定は、一般規則に従って長官に不服を申し立てができる。申立が受理されない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

第24条

異議申立の期限が経過したとき、長官は、職権によるその拒絶を正当化する理由があるか否かを示すため、出願の実体を分析する。

これらの所見は、異議申立がされている場合はそれとともに、30日以内に出願人に伝えられる。この期限が経過したときは、所見が伝えられたか否かに拘らず、庁は、任意手続又は争訟手続にそれぞれ該当するか否かに応じて、事件を証拠として受理又は聴聞を招集し、長官は、商標を登録するか拒絶するかの最終決定を下す。最終決定においては、異議申立又は長官の所見に含まれるもの以外の理由で出願を拒絶することができない。

第25条

長官は、法律又は規則上の基準に規定される場合は、他の団体に報告書を委託することができる。さらに長官が、当該団体の所有する技術的知識に基づき、問題事項をより良い理解するための関連情報であるとみなすとき、当該報告書を請求することができる。

第26条

登録された商標は、本規則に含まれる他の方式を害することなく、登録が受理されたときと同一の態様で使用されなければならない。図形標章又は結合標章のサイズを縮小し又は拡大することは、他の法令要件が満たされている場合、保護に影響を及ぼさない。

第27条

商標の更新申請は、法第18条の2Bの規定を遵守して、手数料の納付により、その有効期間の満了前6月から満了後6月の間に提出することができる。

更新された登録は、更新申請の対象である商標の期間満了日から効力を有する。

更新が請求されている登録の記載に、請求することができない要素を含む場合、商標登録官は、必要な訂正又は変更を要求することができる。

第V章 発明

第28条

庁は、特許出願に伴う背景情報に適用される形式及び技術特性を定めるものとする。

第29条

単位はメートル法、十進法及び温度は摂氏度数で表記する。

ただし、別個の単位が表示される場合は、それと同等のメートル法及び摂氏度数表記を追加し、元の単位は角括弧に入れる。

発明の明細書に付隨する様式で使用される記号、専門用語又は単位は、関連する科学又は技術において一般的に認められているものののみを含まなければならず、出願書類全体で一貫して使用されなければならない。

第30条

すべての発明は、出願人が最初に決定した名称を有さなければならず、それは、明瞭かつ簡潔なものであり、当該技術の熟練者が解決される技術的問題及びその解決方法についての着想を得ることができるようなものでなければならない。

如何なる事情があっても、勝手に作り上げた用語又は関係する技術若しくは専門分野で明確に確立した意味を有しない用語は、容認されない。

ただし、出願及び技術的背景が審査されたとき、専門家又は審査官は、長官に対し、本条第1段落に定める要件に一層合致する新たな発明の名称を提案することができる。

第31条

出願人が法第42条に定める開示の存在を主張する場合は、出願人は、何れの刊行物であるか及び如何なる内容であるかを示す書類を添付して、出願とともにこれを提出し、添付書類には、出願時に入手できる対応書類を添付しなければならない。前述の書類は、出願が処理のために受理される前まで添付することができる。そうでない場合は、開示の存在を主張されたとはみなさない。

第32条

要約は、発明の概要及び該当する技術分野又は産業分野の表示からなるものとする。これを、庁が提供するプラットフォームに合致する技術要件及び技術規格に従って提出しなければならない。

要約は、解決しようとする技術的問題、その解決策及び利用の本質的な理解を可能にしなければならず、発明を理解するために必要な場合は、発明の代表図を含まなければならない。

発明が国際一般名称で示される医薬品である又はこれを含む場合は、これを要約に含めなければならない。

第33条

発明の明細書は、別個の文書として提出するものとし、当該分野で公知の事項の説明、(あれば)図面の説明、発明の説明及び当該技術の熟練者又は専門家が発明を再現することを可能にするために必要な場合は、実施例を含むものとする。

当該分野における公知事項の説明は、発明の好ましい利用分野を示すことから開始し、発明が取り組む技術的問題を引用し、前記問題に対して与えられる解決策に言及し、その障害又は技術的に不利な点を強調して、これらの解決策が(技術的観点から)できる限り近く、最新のものであることを確認するものとする。

発明の明細書は、存在する場合は図面の番号を付した部分又は部品を参照して発明を詳細かつ明瞭に説明するものであり、発明が関係する産業分野の専門家が「発明を再現する」ことができる程度に、十分かつ完全なものでなければならない。

発明が明細書において発明を十分に再現することができない方法でウィルスを含む微生物の生物学的材料又はその取得方法を示す場合、序は、効果を奏する前記材料を国際的に承認された機関に寄託した上で、当該機関及び各登録番号を表示するよう要求することができる。

発明が国際一般名称で示される医薬品又はそれを含む場合は、これを明細書に含めなければならない。

発明の実施例は、発明を実現する少なくとも1の方法の詳細な説明からなるものとし、図面があればその助けを得て、発明を再現可能にするような方法で、裏付け、又は明らかにすることができる。

第34条

1の出願は、1の発明についてのみ言及することができる。それはまた、発明の单一性を保つ1群の発明、すなわち、共に取り上げたとき、单一の包括的発明概念を形成するような方法で関連するものにも言及することができる。

特許が発明の单一性の原理に反して付与されたとの事実は、権利を無効とする根拠にはならない。ただし、この事情が指摘されたときは、所有者の請求により、長官は、満了までに残存する期間につき発明を分割しなければならない。特許の分割を命じる長官の決定は、電子的手段によって所有者に通知され、その後に新しい権利証が発行され、対応する記入が元の登録簿になされる。

单一の出願においては、技術問題に対する单一の基本的解決策を保護することのみが可能である。従って、文節の各々は、適切な関連付けにより、それらが発明の单一性を維持することを条件として、1又は複数の独立クレームに収束させるものとする。

第35条

クレームは、保護の対象となる主題を定義しなければならず、明細書において立証されなければならない。クレームは、専ら、新たな結果に通じる特定の手段の説明から成る。クレームは、アラビア数字を前に置き、発明を適切に定義する上で必要なだけの数とする。

クレームの内容は、自己充足でなければならない。従って、絶対的に必要な場合を除き、明細書の一部に言及することはできず、そのような場合には、このことが発明に関する専門家の報告書中で明記されるものとする。ただし、クレームは、出願に付随する図面に記載された参照数字を含むことができる。

第36条

クレームを記載した紙面は、別個の文書として提出するものとし、後続のクレームで詳細に説明できる、発明の主題及びその主な特徴を示す最初の独立クレームを含まなければならない。

クレームは、アラビア数字、前文、「特徴付けられた」という表現及び当該特徴付けの内容の順序で記載する。

「添付図面に従い」又は「添付明細書中の説明に従い」の如き表現は、クレーム中では認容されない。

第37条

クレームの前文は、言及された分野における発明を明確にし、解決されたことを主張する技術的問題の解決策を指摘するものとする。文節のこの部分は、発明が先行技術と共有する要素を含み、従って新しい要素を含まない。

前文は、「特徴付けられた」という表現で繋がれた特徴付けの内容が次に来る。当該表現は、常に、文節の各々に置かれなければならず、また、前文を特徴付けから切り離して、それらの識別を可能にするように意図され、一見してその位置が分かるようにするために太字又は大文字で表示しなければならない。

特徴付けは、文節の中核であって、産業上の利用可能性、新規性及び進歩性の条件を満たす技術的段階により達成され、それにより特許付与の適格となる要素、組合せ又は1群の組合せを定義するものとする。これらの要素は、クレームの各々にあり、最初のものは、発明を再現するのに用いられ、従属クレームは前記要素を特定するのに用いられる。

第38条

産業財産権により保護された状態で最後に残る発明自体の定義は、専ら、庁が受理したクレーム・シートの内容から構成される。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するのに使用される。

各出願は、1又は複数の独立クレームを含むものとするが、それらのクレームが同一の発明単位を構成し、適正に関係していることを条件とする。

クレーム・シートが製品の独立クレームである場合、当該製品の製造のために特に設計された方法又は手順の独立クレーム及びその目的で特別に創出された装置又は手段を識別するクレームとは関係し得るクレームとして含むことができる。

従属クレームは、同一範疇において、1又は複数の先のクレームの特徴を含むものとして定義される。

従属クレームは、それらが従属するクレームの番号を常に言及し、その後に、それらが従属するクレームに対する境界を組み込んだ追加の特徴付けを記載する。従属クレームは、望ましくはグループ化し、その後にそれらが従属するクレームを記載する。

多数従属クレームは、新たな従属クレームの基礎として使用することができる。

第39条

願書が庁に提出された後、出願人は、処理が受理されるまで願書を変更することができる。当該補正に当初出願とともに提出されていない事項が含まれている場合、その優先日は補正日となる。

処理が受理されると、出願人は、処理が受理された出願内容の拡張しない限り、出願を補正することができる。

補正が出願に対して実施される実質的な審査に影響を与える場合、庁は出願人の費用負担で新たな専門家による分析を命じることができる。

第40条

図面とは、略図、フローチャート及び図式を意味すると理解される。当該図面は、発明を理解するために必要な場合、前記の例示の1又は複数を含まなければならない。

図面は、別冊として提出しなければならず、明瞭に、かつ、詳細部分も明瞭に縮小が可能となる縮尺で作成しなければならない。図面は、1又は複数の図を含むことができ、図には連続番号を付さなければならない。

第41条

フローチャートは、入口、出口、混合、合成、酸化のような独立した語を、それらが当該技術において頻繁に使用されることを条件として、含むことができる。

図形は基準軸ごとに2種類の注釈を含まなければならない。すなわち、座標軸により示される物理的若しくは化学的なパラメーターの記号又は用語及びメートル法による単位記号であって、これらパラメーター及び単位については明細書において追加の詳細がなされる必要がある。図形の異なる部分を識別する必要がある場合、これは明細書中に含まれる参照番号によって指定されるものとする。

第42条

図面及び図は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って提出しなければならない。

図面及び図は、説明的な文言を含んではならず、それらの文言は明細書に組み込むものとする。図は、範囲を限定すべきではなく、その異なる要素、部分及び部品間で適正な比率及び縮尺を維持しなければならない。

第43条

出願人は、庁によって受理された明細書の内容に記載の発明の範囲を拡大しない限り、専門家の任命前までは、自己の出願を2以上の出願に自発的に分割することができる。

第44条

庁は、手続中の何れの段階においても、自己の判断により、特許出願が所与の技術的問題に対して2以上の解決策を提供しており、かつ、これらの解決策が互いに独立して立証できる場合、当該特許出願を補正し又は分割する決定を下すことができる。

同様に、個別には実行できないか又は相互に依存している技術的解決策であって、同一の結果をもたらすものを提供する複数の出願を併合することができる。

何れの場合も、出願の分割は、状況により1又は複数の新たな出願を生じるが、それらは原出願の優先権を保持する。

第VI章 実用新案

第45条

発明特許に関するすべての規定は、適切な場合は、実用新案に適用される。

すべての実用新案の出願は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従つて、法第58条に定める書類を伴わなければならない。

第VII章 工業図案及び意匠

第46条

工業図案及び意匠の願書は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従つて、法第64条に定める書類を伴わなければならない。

発明特許に関するすべての規定は、適切な場合、工業図案及び意匠に適用される。

第47条

明細書は、前文及び図面の説明を提示することによって構成される。

前文は、関係する産業上の目的及び好ましい利用を示すものとする。

明細書において、各図の番号は、形状的な詳細に入ることなく、その一般的意味と関連付けられなければならない。これは、工業図案及び意匠を構成する要素の各々について、特定の単位の表現なしに、提示された図の種類及び相対的比率又は寸法を表示し、単にこの明細書を読むことによつて対象のイメージを再構築できるようにしなければならない。

第48条

工業図案は、少なくとも上面図、立面図、側面図及び透視図を含まなければならない。意匠の複雑さに応じてその他の図が要求されることがある。

意匠の場合、保護が求められている図面の複製の1の面での表示があれば十分である。

写真は、補助手段として含めることができるが、図面の代替とすることはできない。図面中の図のすべては、番号を付さなければならない。

第49条

工業図案及び意匠は、互いに独立した登録を形成する。

第50条

工業図案及び意匠の新規性を判断する目的では、商標、著作権又は実用新案などの他の知的所有権の一部を構成する図面、工業図案、意匠又は図形も、先行技術とみなされる。

第VIII章 工業図案及び意匠の寄託証明書

第51条

工業図案及び意匠の寄託証明書の申請の場合、出願人は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従つて、法第V章第2節に定める寄託証明書を取得するための簡易手続に従つて出願を処理する意思を示さなければならない。

第52条

工業図案及び意匠の寄託証明書が発行されたときは、対応する要約が公告され、当該公告は、その後20日以内に、出願人が自己の責任において、官報に請求しなければならない。これを行わなかつた場合、各出願は、なかつたものとみなされる。

この公告は、図案又は意匠が法第V章第2節に従う簡易手続の対象であり、従って、その所有者が法第V編第1節で企図されている措置を行使することを可能にする実体審査を通過していないことを示すことに加えて、少なくとも、出願番号、出願人の完全名称又は会社名、対応する寄託証明書の対象である図案又は意匠の名称、対応する寄託証明書の対象である図案又は意匠の代表図を含まなければならない。

本質的でない公告の誤りは、職権で発令される決定により又は当事者の請求により補正することができる。

本質的である公告の誤りの場合は、新たな公告を、それを命じる決定の日から10日以内に行わなければならない。

第53条

法第67条の2Fに従って実体審査の請求が提出された場合は、対応する寄託証明書の主題である意匠が法第62条の要件を遵守しているか否かを検証するために、その実体審査段階が開始される。専門家報告書に対する意見がまとめられたとき又はこれを行う期間が満了したとき、出願は、決定の状態に置かれる。

実体審査において認容されない場合、庁は、職権で、寄託証明書の取消手続を進める。

審査の結果が肯定的である場合は、対応する寄託証明書の対象である意匠出願の処理が継続される。庁は、電子的手段により、この事実を所有者に通知し、所有者が自らの費用負担で、20日の期間内に、官報での要約の公告の請求手続を進めることができるようにしなければならない。これを行わなかつた場合、出願は、放棄されたものとみなされる。

要約は、次の事項を含むものとする。

- －寄託証明書の番号
- －意匠の寄託証明書の所有者の完全名称又は会社名
- －対応する寄託証明書の対象である意匠の名称
- －対応する寄託証明書の対象である意匠の代表図
- －出願が意匠の肯定的な審査を受けた旨の表示

第54条

異議申立手続は、一般規則に従って実施される。ただし、庁は、対応する専門家に対し、該当する場合は、異議申立段階で提供された背景情報及び手続中に提出された証拠に従って、専門家の応答を発行するよう要求する決定を発令する。

当事者は、専門家の応答に関して、その通知から60日以内に自己の意見を述べることができる。

専門家の応答に関して意見が述べられたとき又はこれを行う期限が満了したとき、出願は、一般的な登録手続に適用される規則に従って、決定の準備が整うことになる。

第IX章 集積回路の回路配置

第55条

特許に関するすべての規定は、該当する場合、集積回路の回路配置に適用される。

第56条

集積回路の回路配置の出願はすべて、法第80条に定める書類を伴わなければならない。見本又はひな形は、回路配置を特定し、かつ、図面、写真又はその両方で立体構造を明らかにするような方法で図形的に表示することを可能にしなければならない。写真は、庁が提供するコンピュータ環境と互換性のある技術的基準に従って提出されなければならない。

開示されるべき構造は、次のものに対応するものとする。

- (a) 製品製造の略図
- (b) 製品製造のマスク又はその一部
- (c) 製品の種々のレイヤー

これらのものには、出願人が製品を表示し、識別するために必要とみなす補足的書類を添付することができる。

第57条

集積回路の回路配置の保護期間は、登録出願がなされた日又は世界の何れかの場所での最初の商業的実施の日から開始する。この目的で、専門家報告書は、善意でこの日からを示すか、又は他の日に代えて商業的実施の日とみなされる、外国での最も古い登録出願の日を示す何らかの書類を確認したか否かを明示して宣言するものとする。これらの日が適用されない場合、保護期間は、出願人が法第81条に従って宣言した日から開始する。如何なる事情においても、出願日より遅い日から保護期間を起算することはない。

第X章 地理的表示及び原産地名称

第58条

地理的表示及び原産地名称の登録は、商標と同様に識別標識とみなされるため、商標登録官の管轄となる。

第59条

法第97条(f)にいう使用及び管理の規約草案は、地理的表示又は原産地名称を使用する商品の生産及び管理の方式及び条件に言及しなければならず、少なくとも、次の記載を含むものとする。

- (a) 商品の地理的出所に帰せられるその特性又は品質を含む、商品の説明
- (b) 適宜、商品の抽出、栽培、生産及び／又は加工過程の説明
- (c) 対応する地理上の地域限定
- (d) 地理的表示又は原産地名称の管理に責任を負う機関、その運営及びその権限の表示
- (e) 地理的表示又は原産地名称の使用を管理及び監督する方法の説明
- (f) 地理的表示又は原産地名称の使用者の権利及び義務
- (g) 使用及び管理の規則を変更する方法

第60条

地理的表示及び原産地名称登録簿は、法第99条に言及する記載、各出願の番号、使用及び管理の規約(登録簿の一部である必要はない)の存在への言及を含まなければならず、この場合、関係当事者がアクセスすることができる公共の場所を表示しなければならない。

第61条

外国の地理的表示又は原産地名称の場合は、原産国におけるその名称又は保護に拘らず、それらが法第92条に定める定義に適合するよう明確に調整され、かつ、該当する場合は、法に定める他の要件を満たすことを条件として、チリにおいて登録することができる。

この場合、使用及び管理の規約は、原産国におけるものと同一で、適正に翻訳されたものとする。同等の書類が存在しない場合は、スペイン語による生産方法の詳細な説明があれば十分である。

第XI章 出願の優先権

第62条

チリにおける産業財産権の優先日は、庁に関連する出願が提出された日とする。

第63条

外国でされた出願の優先権を主張する権利であって、チリにおいて申請されたものも、法及び本規則に定める規定に従うものとする。

第64条

外国でされた出願の優先権は、チリにおける出願時に、優先権が主張される出願がなされた番号、日付及び国を引用して、主張しなければならない。

優先権の原出願国の管轄当局が交付した優先権証明書又は庁が利用可能な国際書類交換プラットフォームから取得された証明書も、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って含めなければならない。

証明書は、必要な場合は、スペイン語に適正に翻訳した上で、チリにおける各出願の提出日から90日以内に提出しなければならない。

この期間内に証明されない優先権は、出願包袋において考慮されない。

第65条

如何なる産業財産権も、優先権主張のための期間中であっても、第三者が法又は前記国際条約に従って主張するより強い権利を害することなく、法又はチリが署名した国際条約に従って設定することができる。

第XII章 注釈

第66条

産業財産権の所有権変更及びそのために必要な負担、並びに一般に、庁が備えるその記録を対象として有する行為又は契約は、対応する証書により実施されなければならず、それは記録の欄外における要約に注記され、対応する手数料の受諾及び納付の後に、前記注記の時からのみ、第三者に対してその効力を生じる。

死亡に起因する権利の移転は、登録簿の欄外における要約により認定されるものとし、それぞれの有効な占有の証明、対応する手数料の事前の受諾及び納付を含まなければならない。それがない場合は、当該移転は、第三者に対して効力を生じない。

何れの場合も、注記の要約は、次の事項を含むものとする。

- (a) 採番された注記番号
- (b) 各注記を生じさせる行為、契約又は司法的解決を受けた者の名称
- (c) 注記を生じさせる行為、契約又は司法的解決の特定
- (d) 注記を生じさせる行為、契約又は司法的解決の日付

第67条

複数の区分で登録された商標は、分割された登録の対象間に如何なる関係も存在しないことを条件として、前記区分のすべて又は一部に関して移転することができる。原登録は分割され、対応する番号付けにより登録されるが、すべての目的で原登録の優先権及び先順位を保持する。

原登録において、分割及び分割された登録に採番された新規番号についての記録が保持される。

第XIII章 庁が保管すべき記録

第68条

庁は、産業財産権の各種類について、法により承認された特別な登録簿を備えなければならない。登録簿には、少なくとも次の事項が記録される。

- (a) 保護された権利の各々について対応する番号
- (b) 所有者の完全名称若しくは会社名、宛先及び該当する場合は、税識別番号
- (c) 保護された権利の名称、権利証又は内容
- (d) 出願日及び権利付与日
- (e) 注記

第69条

庁は、産業財産権の付与及び保護に関する出願の処理に係る委任状又は法人の管理に責任を負う。この目的上、委任状又は法人は、庁が提供する様式を使用して提出しなければならず、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って、次の書類を伴わなければならない。

- (1) 代表者の身分証明書の写し
- (2) 適用される要件に従った、委任状又は法人代表者

これらの書類を受領したとき、庁は、書類をその後関係当事者による出願の処理の際に特定する目的でのみ、委任状又は法人にそれぞれに保管番号を割り振る。

第70条

各権利に関する有効性、登録、負担、移転又はその他の行為に関して庁が発行する証明書は、関連する登録簿の内容に基づいて作成されるものとし、電子的手段によることもできる。

特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置についての登録は、特許登録官の責任とし、商標並びに地理的表示及び原産地名称についての登録は商標登録官の責任とする。

第71条

本章で定める記録は、庁の対応するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って、適正に更新して保持されなければならない。

記録は、庁が提供するプラットフォームに合致する要件及び技術規格に従って無償で利用に供される。

第XIV章 強制ライセンス

第72条

強制ライセンスは、法第51条の2Dに従って取消又は変更することができる。

第XV章 専門家及び専門家報告書

第73条

法及び規則により要求される専門家報告書は、長官によりその資格が既に入念に審査されている者が作成するものとする。

前段落にいう専門家は、庁がこの目的で保持し、定期的に更新する特別な名簿中に、各種の権利出願の要件の性質に従って、適正に含まれていなければならない。庁が保持する名簿への登録及びそこからの削除は、本条の最終段落に規定する場合を除き、長官の決定によりなされる。

専門家報告書はすべて、それらを発行した専門家の署名を要する一定の出願についてはその専門性を考慮して、庁は、職権で又は当事者の請求により、技術的報告書を自然人又は法人に委託することもできる。後者の場合は、当該報告書は、法人の法的代表者及びその作成に関わった専門家により署名されなければならない。

第74条

法及び本規則に定める特別規則を害することなく、出願人は、すべての専門家報告書の費用を負担しなければならない。当該調査の手数料は、長官の決定により定期的に定められる。出願人は、法第8条に従って、出願を分析することになる専門家の任命前に当該手数料が納付されたことの証明を庁に提供するために、60日の期間を与えられる。

庁により特別とされた場合及び出願に含まれる主題の性質が高度に複雑である場合、長官は、異なる知識分野の2以上の専門家により同時に調査が行うことを決定することができる。この目的で、出願人は、庁により定められた手数料を、出願を検討するために任命された各専門家に支払わなければならない。

法第18条の2Aに定める専門家報告書は、長官により割り振られ、長官は、専門家各人の専門性を考慮して、専門家の間で公正かつ均等な配布を諮らなければならない。

第75条

専門家による義務の受諾は、任命後20日以内になされるものとし、それに関する登録が行われる。前記期間内にそれがなされない場合は、当該人が任命を拒絶したものと解され、長官は、他の何れかの者を任命する。任命された者は、受諾又は拒絶までに同じ期間を与えられる。

正当な理由がなければ、受諾しなければならない。

第76条

専門家の業務は、次の通りである。

- (a) 法第32条、第56条、第62条及び第75条に定める、権利の内容に関する要件を満たしているか否かの決定
- (b) 出願人が提出した書類の内容の技術的妥当性についての評価
- (c) 出願が関係する技術分野における先行技術の確認
- (d) 出願と、包袋の一部を構成する背景情報との確認。
- (e) 専門家報告書の作成及び庁への提出

第77条

専門家報告書は、審査される権利の性質に応じて、次の事項を含むものとする。

- (a) 先行技術調査
- (b) 新規性の分析
- (c) 進歩性の分析
- (d) 産業上の利用可能性の分析
- (e) 法及び本規則に定める他の要件の遵守についての技術的分析

第78条

類似の意匠に関する新規性を分析するために、専門家又は審査官は、法第V章に含まれる規定に加えて、次のものを考慮に入れる。

- (a) 外形。この場合、新規な形態は、それが果たすべく設計された機能と直接に関係するものであつてはならない。
- (b) 装飾的要素に関して、他の類似の意匠又は工業製品との実際の差異。このような目的では、装飾的要素は、立体的形態として解釈される。
- (c) 類似の意匠又は工業製品に比して、装飾的要素が存在する範囲
- (d) 当該範囲内での装飾的要素の配分
- (e) 出願された意匠が類似の意匠と異なるものであるか否かを決定するために、外形的要素の全体

第79条

専門家又は審査官は、各権利に関して法に定める要件の存在を決定する上で、添付の裏付け資料が不十分であるとみなす場合は、庁を通じて、出願人に対し、追加の裏付け資料を提出するよう要求することができる。

第80条

専門家報告書が発行されると、毎日の告示を通じて出願人及び(存在する場合は)当事者に通知される。

庁は、適切とみなす場合は、自らの発意で、又は関係当事者の請求により、第2の技術所見を委託することができる。当該所見は、第2の専門家、関連する技術分野の専門家で構成される受託者又は長官が任命する内部審査官から取得するものとする。

第81条

庁は、専門家審査において評価された構想を検証し、分析し、かつ、庁との基準の統一性が維持されているか否かを確認するために、専門家報告書を吟味する。

専門家報告書は、庁の国家長官の決定に先行するものとして考慮される。

第82条

専門家又は審査官は、技術水準の調査を行わなければならず、調査には、庁の指令に従って、国内の又は国際的な手段を使用することができる。

第83条

長官は、特許、実用新案、意匠及び集積回路の回路配置の出願の技術的審査を行うために名簿上に名称を掲載する専門家の一覧を作成する目的で、官報での公告により、一般からの提案を募るものとする。前記一覧は、長官の見解により、必要とされる様々な分野で前記審査を行う技術的適格性を有する者すべての名称を含むものとする。

本章に定める規則は、法第8条にいうものとは異なる専門家報告書には適用されない。

第XVI章 最終規定

第84条

庁によって検証された法第4節に定める手数料は、法が定める期限内に、適用システムに合致する要件及び規格に対応して納付される。

経過条項: 本規則に従って庁において処理される出願は、国家のデジタル変革に関する法律第21,180号において定められた段階的な施行日から、法律第19,880号第18条及び第30条の規定に従つて、電子文書を通じて又は対応するプラットフォームにおいて利用可能な電子形式により行われるものとする。

第2条: 当時の経済・開発・復興省、現在の経済・開発・観光省の2005年の最高法令第236号は、官報でのこの法令の公布時から廃止される。